

開会の日 令和8年1月21日(水)
場 所 協 議 会 室

◆出席委員 (13人)

1 番	佐 藤	克 成
2 番	中 田	利 昭
3 番	小 笠 原	美 保 子
4 番	水 上	雅 廣
6 番	上 ヶ 吹	豊 孝
7 番	森	要
8 番	井 端	浩 二
9 番	澤	史 朗
10番	住 田	清 美
11番	前 川	文 博
12番	野 村	勝 憲
13番	籠 山	恵 美 子
14番	高 原	邦 子

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	藤 井	弘 史
総務部長	岡 田	浩 和
総務部次長兼総務課長	上 畑	浩 司
財政課長	土 田	治 昭
市民福祉部長	野 村	賢 一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹	信 也
市民福祉部次長兼市民保険課長	大 上	雅 人
市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本	智 樹
地域包括ケア課長	佐 藤	博 文
市民保険課長補佐兼保険年金係長	板 屋	和 幸
地域包括ケア課介護保険係長	上 田	俊 雄
地域包括ケア課高齢支援係長	渡 邊	郁 絵
子育て応援課子育て政策係長	伊 藤	靖 朗
子育て応援課保育園係長	上 野	峻 樹
環境水道部長	谷 口	正 樹
環境水道部次長兼水道課長	藤 白	規 良
環境課長	古 田	善 尚
水道課長補佐兼管理係長	白 木	大 輔
水道課長補佐兼上水道係長	木 村	誠 吾
環境課環境政策係長	稲 葉	友 哉
環境課衛生係長	神 田	尊 浩
農林部長	野 村	久 徳
農林部次長兼農業振興課長	堀 之 上	亮 一

畜産振興課長補佐兼畜産係長	蒔 田	善 巳
畜産振興課主幹家畜診療所管理者	古 川	尚 孝
商工観光部長	畑 上	あづさ
商工観光部次長兼商工課長	大 始 良	透
基盤整備部長	横 山	裕 和
建設課長	政 井	真 一
建設課長補佐兼管理係長	吉 澤	智 之
教育長	下 出	尚 弘
教育委員会事務局長	大 庭	久 幸
教育委員会事務局参事兼教育総務課長	忍	哲 也

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	砂 田	健 太 郎
書記	畠 中	み な み

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

議案第3号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

2. 討論・採決

(開会 午前10時45分)

◆開会

●委員長（高原邦子）

ただいまより第1回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

当委員会の会議録の署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりでございます。

説明につきましては、所管部局長が順に説明を行い、終了した後に質疑を行います。全ての部局の説明と質疑を終えた後に討論・採決をいたします。

審査に入る前にお願いいたします。発言は、全て簡潔明瞭をお願いいたします。議題外にわたり、またはその範囲を超えないように御注意ください。

次に、委員の御発言は、まず挙手をして、委員長の指名を受けた後、マイクを使い、自己の名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部長以外の職員については、所属と名前を告げてから行ってください。

以上、御協力をお願いいたします。

◆付託案件審査

議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【総務部所管】

●委員長（高原邦子）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（高原邦子）

都竹市長、どうぞ。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

△市長（都竹淳也）

すみません、それぞれの説明に入る前に少し私のほうから先ほどの提案説明の補足を申し上げておきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

先ほど提案説明で申し上げましたけども、今回の物価高騰対策は令和7年度補正予算、つまり今日上程している分と、3月の議会に上程する当初予算分と両方ございます。

ですけれども、今回一体的に発表し説明をさせていただきますので、この後、議題にない令和8年度予算分についても併せて説明をさせていただきますので、そのように御理解をいただければありがたいと思います。

それから、縦長の物価高騰対策という資料がございます。ちょっとこちらを御覧いただきたいと思いますが、全部で17事業ということで今回実施するわけですが、先ほども御説明を申し上げましたけれども、今回、我々これを実施するに当たって、国内全国一斉に各自治体

やっておるんですが、中にはかなりの自治体が、もう一律にいくら配るとか、全部商品券だとかっていうところたくさんございます。しかし、我々はずっと四半期ごとに経済状況の、あるいは市民生活の状況のヒアリングをやっておりまして、この中で課題を明らかにずっとしてきておりますので、やはりそれぞれきちんと当たる対策を取ることが重要だということを考えましたものですから、一律全部に現金だとか商品券というやり方ではなくて、個別にしっかりと問題意識を立てて対策に当たるようにということで立案をしてまいりました。

その経過に当たりましては、今のこの資料の2ページ目にありますけども、推奨メニューというのがございまして、推奨メニューに必ずしもこだわることはないんですけども、やはりこれは国の重点支援地方交付金ですから、後々会計検査等もあるということも踏まえますと、国費ですから、やはり国の考え方というものを踏まえる必要があるというふうに考えまして、ここをまず柱とすり合わせながら検討を行ったということでございます。

特に先ほど申し上げましたけれども、今回食料品ということが重点になっておりました。昨年の物価高騰対策は灯油だったんです、1年前はですね。ただ、今回は食料品ということでしたので、その観点をどう当てるかということを中心にしながら、食料品といっても実際は生活物資全般ということになりますけども、そうしたところを重点に考えたということでございます。

それから3ページ目に、国の予備費という金額がございまして、これ1,521万6,000円という交付予定がされておったんです。これ5月の閣議決定ですから、もっと早くにこの対策を打つことができたんですが、御覧のとおり1,500万円では、対策、本当打ちようがないんですね。これ石破内閣のときの予備費を使ったものです。だったものですから、この秋に必ず経済対策が来るというふうに踏んでおりまして、そのときに合わせてこれは使うということで、ここまで保有したままにしておきました。

今回、見込みどおり国の補正予算、少し国会の総理の選出があって遅れましたけども、12月に成立いたしましたので、今回併せて対策を組ませていただくということにしたということです。

それからその下にある市内の状況、これが10月、12月、特に12月のヒアリング結果をまとめたものでございまして、検討に当たりましてはこれを分析しながらですね、一つ一つちゃんと当たっているかどうかということは何度も何度も確認して議論を進めできたということです、こちらは御覧いただければと思います。

それからずっと飛んでいただきまして、6ページ、さらに今回の重点支援地方交付金というのは市町村だけではございまして、県にも交付がされます。また、国自体も物価高騰対策を打ちます。同じところにダブってやるということは国費だという性格上もおかしいので、それで国と県の対策、特に県の対策が12月の終わりに議会で出てまいりましたから、その発表を待って、そしてその分析を行って、国・県との施策をすり合わせて、どこが漏れているかということを確認した上で、今回対策を講じました。

したがって、例えばLPガスの支援というのがございます。これは県がやるんです。今回、ガソリンとかについては国が暫定税率の廃止をしておりますので、そうしたところを踏まえますと、市の打つ部分は燃料とかいう部分よりもむしろ生活費全体ではないかというようなことの中で、その中で例えば水道料金の減免でありますとか、ごみ袋の無料交付というふうに打ってきたということで、この全体のバランスを考えながら対策を講じたということを御理解を賜ればというこ

とでございます。

個別事項についてはこの後、それぞれ説明をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。
以上です。

●委員長（高原邦子）

それでは、説明を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

それでは議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）のうち全体概要について御説明を申し上げます。よろしいでしょうか。議案になります。

今回の補正は歳入歳出のそれぞれに3億6,673万9,000円を追加し、予算総額を226億3,606万8,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正になりますが、総じて今回の物価高騰対策として今年度から着手しまして、令和8年度にわたって実施する事業について、繰り越しするものです。

まず1つ目の物価高騰対策推奨メニュー事業（福祉関連事業）につきましては、いきいき券の追加交付、福祉スーパー利用者への助成券交付のほか、医療・介護・福祉施設等における光熱費高騰への支援の令和8年度支給分を繰り越すものでございます。

2つ目の物価高騰対策推奨メニュー事業（保育関連事業）は、私立保育園における光熱費高騰への支援事業を繰り越すものです。

3つ目の物価高対応子育て応援手当支給事業は、国が実施する対象児童1人につき2万円を給付する物価高対応子育て応援手当を繰り越すものです。

4つ目の物価高騰対策推奨メニュー事業（衛生関連事業）と、5つ目のじん芥処理事業は、指定ごみ袋を1年分相当になりますが、これを無料配布する事業と、これに合わせてごみ袋を製作するために予算を繰り越すものです。

次に、6つ目の物価高騰対策推奨メニュー事業（畜産振興関連事業）は、畜産農家の生産安定のための支援事業を繰り越すものです。

最後の物価高騰対策推奨メニュー事業（産業振興関連事業）につきましては、飛騨市食料品・生活応援セールの実施及び市内事業者への市外販路開拓及び設備投資を支援する事業を繰り越すものでございます。

次に、変更としまして10月1日から運行を開始しました神岡北部乗合タクシーの専用車両の購入が指名競争入札の結果、不落となりました。このためこれを繰り越し、令和8年度末の期限として、改めて入札執行をするものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページをお願いいたします。国庫支出金につきましては、それぞれの目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

7ページをお願いいたします。繰入金ですが、財政調整基金繰入金は全体調整の財源とするものでございます。

それでは、物価高騰対策支援のほうを説明させていただきたいと思います。資料No.1-2の10ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、この10ページにあります12番タクシー事業者への支援ということで、タクシー車両

購入補助、タクシー運行環境整備補助金というものを上げさせておりました。詳細は次に説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。こちらの17番ですが、市発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化ということで、公共交通事業ですとか放課後児童クラブの市の委託事業における労務費単価の上昇分に重点支援助地方交付金を活用して、市が発注者として率先して賃上げ、人材確保につながるように、価格転嫁を行うということでございます。

それではこの資料の22ページまでお飛びください。これが先ほどのタクシー事業の支援というものの詳細になります。まず、タクシーは、こちらにも書いてありますが、高齢者や移動手段の限られた方にとっては欠かせない公共交通であるというものから、タクシー事業者への支援をするというものです。具体的には、ここに2つありますが、タクシー車両の購入補助金としまして、対象経費の中にごございますけど、タクシー車両の購入あるいは改造に対するものの経費を補助するというので、対象経費の3分の1、上限50万円としております。

次に2つ目の事業としまして、タクシー運行環境整備補助金でございます。こちらはタクシーの予約ですとか、支払い等に関するデジタル化を推進するというようなことを含めたシステム機器の導入に係る経費を支援するというので、そちらのほうのハードウェア購入も含めまして、対象経費の2分の1、上限30万円ということで補助をするという内容でございます。

総務部は以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

今はタクシー事業者への支援ということで御説明をいただいたんですが、このことに関しては多分、四半期ごとの聞き取りの中でも、市民の声、それからタクシー業者さんの声も聞いてみえると思うんですが、市民の側からいくといつ頼んでもタクシーが足らんというような声があります。でも業者さんから言わせると、いや常に需要がないもんで、台数を増やせるほどないということなんですが、現状もそのような形なんでしょうか。

□総務部長（岡田浩和）

やはり、まずは人材不足ということが大きなネックになっていると思います。したがって、需要はあるんですけどタクシーが運行できないという状況は、現在も続いていると思いますが、特にそれは部分的な時間帯にはなるとは思いますけど、昼間については特に不足しているということまではお聞きしておりません。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

ページ数がちょっとダブりますし、令和8年度に繰越しのものもあるんですけど、こういう医療・介護とかそういう福祉施設への人件費ですね、賃金、処遇改善のために補助をするというふうにも書いてありますが、学童保育もそうですけど、そういうのを確実にそこの働いている人たちへの賃金の上昇につながる、手当というか担保っていうのはあるんでしょうか。つまり、かつて隣の高山市で新聞報道されましたけど、指定管理施設だったかなと思いますけれども、施設

のそこで働く人の処遇改善に補助を入れたけれども、ちゃんとその賃金の引上げに回ってなかったということが告発されて報道になりましたよね。こういうのって全国に結構あつたりするんですよね、福祉施設にもね。ですから、事業所の経営難に対してこうやって交付するのは本当にありがたい大事なことですけど、その中に働く人の処遇改善のために、賃上げのためにという名目もあるのであれば、そのこともちゃんと経営者に伝わって、経営者がちゃんとそれをやってくださる担保があるのかどうか、その辺りはどこが確認するもんなんですか。あるいはそれは経営者に任されるもんなんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□財政課長（土田治昭）

業界、企業全体の賃上げの対策についてということでございますが、今回のこの物価高騰対策支援地域交付金の中でも、そこが今回やっぱり強くうたわれております。

例えば、先ほど議員おっしゃられました医療・介護関係の人材の方々の部分については、当然診療報酬の改定もございまして、それとは別に、国のほうが直接医療機関等への支援、こちらも行われております。

そういったところは今の国のほうでカバーされることでありますので、うちのほうとしてはそこで手の行き届かない分野について支援をしていくというような考えになってます。

一般の企業につきましては、なかなか市が直接この賃上げの部分に支援の手を打つというのはなかなかやっぱり難しい部分ではありますけど、そういった中でも、例えばその販路の拡大の支援ですとか、設備の投資を支援することで、ちょっと遠回りにはなるかもしれませんが、ひいては従業員の方々の賃上げにつながるような施策ということで、今回この中に対策を幾つか盛り込ませていただいております。

○委員（籠山恵美子）

内容はよく分かるんですけど、その賃上げがね、確実にこの交付金を使ってやられるのかどうかということが心配なわけですよ。要するに賃上げも含めて、交付金差し上げますよって言って、ありがとうございます、事業者がもらうけれども、ちゃんとその賃上げに回してくれるのかどうか、私たちは賃上げも含めて交付金を出す、それはいいですねって賛成するとすればね、その辺りはその采配任せになると、結局、交付金やっても働いてる人たちには直接は全然賃上げがないと。国から来るものはあるんでしょうけれども、医療報酬なんかではあるんでしょうけれども、それにプラス上乗せして市がこうやってやるわけですよ。このことの市がせっかく上乗せ分としてそういう項目つくってやってるのに、ちゃんとそれが同じようにまた配分されるのかってという保証がどうなるのかってことですよ。

□総務部長（岡田浩和）

そこは、こちらの制度の中の要綱ですとか、そういうようなものの中で縛りをつけていくということになると思いますので、籠山委員おっしゃられるように、いくらかある業者に渡しましたけど違うことに使われてしまうということがないように、そちらのほうで縛りをかけていくということになると思いますので、お願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

その縛りというのは、こういう名目で使ってくださいっていうペーパーと一緒に、そのペーパーも届け、お金を振り込むで終わっていくのか。例えば、その交付金の使途の報告みたいなものは上がってくるわけですか。そこにちゃんと書き込まれているわけですか。そういうのはなしで、もうぼんとやるって感じなんですか。

□総務部長（岡田浩和）

ちょっと詳細の具体的なところまでが、要綱までがちょっとできてないかもしれませんが、やはり実績報告なり、しっかりした確認できるものというものは取りながらいくことになると思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（佐藤克成）

少し全体にまたがる話なので市長にお伺いしたいと思うんですが、先ほど総務部長から説明がありました物価高騰対策推奨メニュー事業の多くが次年度に繰り越されるという話だったんですが、今年度中に実施されるものもありますが、対策を打つという観点から次年度に繰り越されてしまうということについて、少し見解をお伺いしたいと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大体この12月とか1月に出てくる予算っていうのは、年度内に執行しきるってのは無理ですね。なので、もう初めから繰越し前提です。ただ、明らかに令和8年度からしか始められないものっていうのがあるので、それについては令和8年度予算で計上しますけども、今年度既に着手をするもの、着手して交付とかが始まるもの、こうしたものについては、今年度予算を組んで、ここで予算を組んで、来年度までかけることによって、言わば15か月予算的になるとこういうことになりますので、これは予算編成上の技術としてよくやる手法ですし、今回はまさしくその手法が使われる対策予算になるだろうというふうに思います。

○委員（野村勝憲）

これ今回国は、全国民が物価高に苦しんでるということを前提にして、今回の予算を、国から予算が支出されてるわけですけども、それを前提に、当然全市民に対して平等に配分されるということが前提だと思いますが、その中で電子通貨を活用したということで、飛騨信用組合のさるぼぼコインですね、これを活用するということなんですけども、さるぼぼコインに加盟してるお店は飛騨市内に何軒あるんですか。

●委員長（高原邦子）

これはちょっと別、野村委員、商工観光部のほうでちょっと質問して。（野村委員「商工のほう。」と呼ぶ）よろしいですか。（野村委員「市長分からないの。大体。やっぱり矛盾点があるので。」と呼ぶ）分かりました。

△市長（都竹淳也）

まず前提として、全市民に全平等にという考え方ではないということをお先ほど申し上げたんですね。全市民全員平等ではなくて、対策が必要な分野にちゃんと力点を置いて打っていくと、ま

ずこれが基本。それからさっきのさるぼぼコインですけど、後ほど数字出るとは思います、たしか8,000人くらいの規模になってます、ユーザーが飛騨市民で。そうすると、ほとんど各世帯に誰かは使っているというレベルになりますので、国が電子クーポンというのを推奨しているということもございます。これもPay Payだとかああいったものの利用というのは想定されているわけですが、もう今やこの時代において国がそうした電子クーポンを推奨してくるということ自体が、使っていないユーザーがいたとしても、ある程度の規模に、もうインフラになっているという前提で進められているというふうに理解していますし、先ほどの数字から見ると飛騨市においてはもう明らかにもうインフラと言っていい数字になってますから、その点については特に、もちろん中で議論はいたしましたけども、今回もこれでいこうということに考えました。

それから、これもまた後ほど説明あると思いますが、コストとのバランスですよ。一番いいのは本当は商品券なんです。ただ商品券も買いに来れるかどうかという問題があるので、そうすると買いに来れない人もあるよという問題が起きます。あるいは商品券を配るということになるんですが、そうなってくると今度はコストが膨大にかかります。

印刷をするコスト、それから配布をするコスト、そして何といたっても換金です。金融機関はまず今毎日の換金っていうのはもう受けないので、月にできれば一、二回にしてほしいという現金が事業者に入ってこないという問題もある。そうなってくると、コストをかけて、しかも利便性が下がるということになると、そのコストをそこに無理してかけるよりも、コストがかからないところに使ったほうがいいんじゃないかという考え方もあって、一番の中心になる対策についてはそういう考え方で打ったということです。

あわせて、さるぼぼコインについてはもう簡単に使える仕組みなので、スマホも大半の人が持ってらっしゃるということを考えますと、講座をやったほうがいいということで、今回、飛騨信用組合のほうに講座もやっていただくようにしてですね、そんな対策も併せて打ってあるということです。そんな考え方で今回取り組んでおります。

○委員（野村勝憲）

ちょっと私なりに調べましたら、さるぼぼコインに加盟しているお店っていうのは、飛騨圏域ですね、高山が多いんです、圧倒的にね。2,700店舗くらいですよ。加盟してる人は全体で3万人ということで、それ全体というのは、県外の人も、例えばふるさとが高山の人とかそういう人たちも持っているんで、こっちは来たときにさるぼぼコインを使ってお土産を買ったりいろいろやってらっしゃるようです。これは3万人ですよ。ですから、そのうち約8割が飛騨地域だと。3×8=24、2万4,000人くらいでしょうね。

だから今言われた8,000人というのは、ちょっと私はひだしんにも聞きましたけども、ひだしんもそういう数字は把握しておりませんわ。実際、飛騨市に8,000人なんてことは、今初めて聞いた。多分そんなにいないと思いますわ。

私の近くでも、私ももちろんですけども、さるぼぼコインに入っていないし、そういう人は結構おります。それともう一つは、さるぼぼコインに加盟していない店が結構古川町内にあるんですね。あるんです。そうすると、例えば高山市さんの場合は、本社・本店が高山市にあるところで加盟、そういう加盟店に使ってもらうということですね。飛騨市は高山の本店……

●委員長（高原邦子）

すみません。

○委員（野村勝憲）

いやちょっと全体の問題なんでね、全体の問題なんで矛盾がないようにしなきゃいかんで、そうすると使えない店、使えない人に対してはどのような方法を取るんですか。

△市長（都竹淳也）

この対策も長く打ってきました。令和2年からもう何度も繰り返してきてます。それである程度全員が100%全部使えるという前提でないことは、初めから前提にしております。やはり当初、令和2年のコロナの対策で始めたときは、これを進めていくことでこの加入者が増えて、ある程度社会のインフラになっていくということを想定して進めてきました。

先ほどの数字、実際に今回聞いてすごい人数になっているなと思いました。加入の率からすると、飛騨市は割合が高いと思います。このくらいになるとですね、もう社会のインフラと言ってもいいんじゃないかというふうに思いますし、今全国の各自治体、一番多いのはP a y P a yを使っています。P a y P a yを使ってやるところ、県内にもたくさんあります。そういったところって、使ったポイント、付与されたポイントって市外・県外に流れていってしまうんですよね。さるぼぼコインは、その点は高山市、飛騨市のみですから、白川村もありますけども、事実上このエリアですから、外にお金が逃げないということを考えると、私は優れたインフラではないかというふうに思っておりますので、これはどんなことをやっても起きます。

例えばネットで情報を出すということになれば、インターネットを持ってない人はどうなるんだと、こういう議論が出るし、ですけど、やっぱり時代の流れの中である程度的人数になってきたという段階になればですね、それは社会のインフラとして活用していくということではないか。

ですので、やっぱり今インターネットの話しましたが、ネットにつながってない人が例えば1,000人いたとする。その人たちがいるからネットでの情報は駄目なんだっていうことではないというふうに思いますので、これは社会の進化の中で、適切に対応していく話ではないかなというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

ちょっと矛盾点がないようにやらなきゃいかんで、いろいろ私のところにも声を寄せられているから言ってるわけですけども、やはりその古川町には商品券がありますよね。

●委員長（高原邦子）

すみません。商品券関係のほうは商工観光部のほうで。

○委員（野村勝憲）

全体の問題なんで、そうでしょう。この部分だけ限ってなんてことはないでしょう。そしたら商工観光部を入れておけばいいじゃないですか。

●委員長（高原邦子）

商工観光部は後でありますので、そこの畑上部長のところでもよろしいですか。（野村委員「はい、いいです。」と呼ぶ）すみませんが、申し訳ない。

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

タクシーの話でいいんですね。というのはこれ全部で320万円で、多分これ市内4事業者とい

うことで予算を組まれているんですが、そのタクシーの車両購入とか、ペイントのほうはそれぞれ中古なりということではいろいろ対応はあると、それぞれの対応だと思うんですが、2つ目にある運行の環境整備補助金、これ上限が30万円、経費の2分の1ということになっておりますが、多分これ今高山で始まる「Uber Taxi」とか、タクシーアプリ「GO」とかそういったものを考えているんだと思うんですが、これ1台当たり導入するにはどれぐらいかかるという見込みで積算されていますか。また違うものを考えてみえるんですか。

□総務部次長兼総務課長（上畑浩司）

このタクシーの環境整備補助金につきましては、今言われたUber Taxiとかっていうものを前提にしたものではなくて、年末にタクシー事業者さんといろいろ意見交換をした中で、こういう整備をしていきたいというようなちょっと申出と申しますか、構想があったものですから、我々としては、そのタクシー事業者さんが廃業することがないように、とにかくどれだけでもできる支援はもう随時打っていきたいというようなことで、今想定しておる補助金でございます。

したがいまして、今言われましたUber Taxiが1台当たり云々ということは、現時点ではこちらでも想定しておりませんし、また検討を今後していかなければならないという状況でございます。

○委員（前川文博）

そうしますと、例えば飛騨市内にあるタクシー事業者が独自にその予約システムをつくるとか、今後の公共交通を維持していくということになると、市全体で考えていくとか地域で考えていくことが出てくるんですが、そういったものの1段階というか最初の土台づくりというような感じで考えればいいですか。

●委員長（高原邦子）

答弁求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御指摘のとおりです。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時18分 再開 午前11時19分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【市民福祉部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、市民福祉部所管の一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

予算書による説明を省略して資料により事業内容を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

13ページをお願いします。移動販売利用者への助成金による買物支援です。市内でのヒアリングによれば、物価高騰により、買いたい物が買えない高齢者が多くなってきたという報告がございました。そこで、移動販売を福祉スーパーと位置づけ、助成券による買物支援を行うことにより、移動販売利用者の経済的負担軽減と、移動販売事業者の継続性の確保を図ります。

開催期間は2回に分けまして、1回目が3月1日から5月31日の3か月間、2回目は秋頃を予定しておりますが、明確な期間は未定です。対象店舗は、市内を巡回する移動販売車の4事業者です。対象者は、移動販売サービスを継続的に利用されている方及び継続利用が見込まれる方なので、助成券は移動販売事業者の方からお渡しする形で実施したいと考えております。

支援内容でございますけれども、1世帯につき5,000円分の助成券を2回の時期に分けましてそれぞれ交付いたします。

続いて16ページをお願いします。物価高対応子育て応援手当の支給です。これは国の事業で児童手当受給者に児童1人当たり一律2万円を支給するものでございます。

続いて17ページをお願いします。子育て世帯応援ポイントの支給です。これは現在子育て世帯を対象に、児童1人当たり5,000円分の電子ポイントまたは商品券を支給しておりますが、令和8年度に限りこれを1万円に引き上げ、経済的負担の軽減を図ります。なお、これは令和8年度の当初予算となりまして、今の補正には盛り込まれておりません。

続いて19ページをお願いします。いきいき券の追加交付です。毎年交付の4,500円のいきいき券に加え、今回は物価高騰対策として6,500円のいきいき券を追加交付いたします。対象者は、令和7年度の追加交付に倣い、従来の対象者に加え、独り親世帯、在宅介護世帯も対象とします。ちなみに、対象者のうち高齢者等は約8,200名、独り親世帯が112世帯、在宅介護世帯が151世帯と把握しております。なお、交付期間は1月30日から6月30日、有効期限は12月31日までとさせていただきます。

最後、21ページをお願いします。医療・介護・福祉施設等における光熱費高騰への支援です。物価高騰に対する緊急支援として、報酬改定等で賄いきれない光熱費の増加額に対して不足相当分を支援いたします。対象施設は医療機関が16施設、介護サービスが14施設14事業所、障がい福

祉サービス11事業所、私立保育園3施設の合計58施設です。

支援内容は、令和7年4月から令和8年3月までに支払った光熱費の増加影響額のうち、報酬改定等で賄い切れない額から県の支援金分、先ほどからありますように医療・介護・福祉施設は県の支援がございます。これらを除いた全額を支援金として支給いたします。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（森要）

いきいき券のことでお伺いします。対象者、今までの①②③の方々と、それから独り親とか家族の介護ってことで増えました。非常にいいことだなと思っておりますが、これらのいきいき券についての④と⑤の独り親と在宅介護世帯については、引換券を送付するということを書いてあります。そして、従来①②③については申請に来なさいってということなんですが、こういったことの周知はどういった方法でされる予定でしょうか。こういったことができますよっていうことをどうやって広報される予定でしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

これまでのいきいき券と同様なのでございますけど、まず無線放送で市全域に流す。あと、もちろん広報とインターネットとかで事前にこういった対象ですよっていう、このPR版と同様の内容を確実に周知するよう努めてまいりたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにご覧いませんか。

○委員（住田清美）

同じくいきいき券のことでお尋ねしたいと思うんですが、今、1月30日からの交付で、追加分として6,500円なんですが、ちょっと新年度予算はまだだと思うんですが、新年度も、また新たにいきいき券は通常のいきいき券として出される予定なんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

まだ審議前でございますけども、一応当初の予算もそのような形で今要求しているというような状況です。

○委員（住田清美）

じゃあ今度の追加分も使えるところは、今までの従来のいきいき券と同じなのかということと、これってもらった人って大体使い切ってしまうものなんですか、その辺の状況っていかがなのか。もらったけどしまったままなのか、しっかりちゃんと使ってみえるのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課高齢支援係長（渡邊郁絵）

大体全員もらわれた方、今回の令和6年度の追加分で令和7年度に繰り越して出ているものなんですが、12月の末日現在で事業所から請求いただいている金額から見て、98%以上が使われてみえます。もらわれた方で使ってみえる方が、その率が出ております。

○委員（住田清美）

じゃあ現状の中で、対象でももらわれない方もいらっしゃると思いますが、交付率というのは、対象全体の中のどれくらいの交付率なんですか。

□地域包括ケア課高齢支援係長（渡邊郁絵）

全体で77%と、あと令和6年度の追加交付は77%となっております。

●委員長（高原邦子）

ほかに。

○委員（佐藤克成）

福祉スーパー利用者への助成券についてなんですけれども、縦長の資料No.1-2のほうで、対象者に継続的に利用されている方と、今回を機に継続利用される方であるんですけれども、この買物支援についての周知をされるのかどうか、まずそこを確認したいんですけれども、教えてください。こういうことやりますよっていうことを大々的に公表するのかっていうところです。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今回のこの福祉スーパーの対象者っていうのは、あくまでもやっぱり移動販売を継続的に利用されることが見込まれる方っていうところでございますので、市全域の誰でも彼でもこの助成券を使って買物っていうと、だんだん趣旨がちょっと違ってまいります。ですので、地域のそれと民生・児童委員とかですね、あと見守り相談員、あとはケアマネジャーとか、そういった本当に真に買物、外に出かけることにお困りの方中心にチラシ等で確実に周知していきたいというふうに思っております。

○委員（佐藤克成）

ありがとうございます。実際に助成券は移動スーパーの事業者が配られるということを知ったんですが、その配る段階ではその事業者の判断に任せないということになるんでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

そこら辺の対象者は、やっぱり移動販売者さんが実際に現場で対象者さんと会話しながら配るっていうような形になりますので、ある程度の判断はやっぱり移動販売事業者さんに委ねるっていうような形で向かっていきたいというふうに思っております。

○委員（佐藤克成）

ありがとうございます。対象者の方から、口コミがちょっと広まって、今回を機に、まあ今回だけでやめるかもしれない、継続利用するかどうか、本当追跡しないと分からないと思うので、何か口コミによってちょっと殺到してしまうようなことも起きかねないかなとは思いますが、その点はどうでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

そこら辺はやっぱり性善論といいますか、ある程度利用者の方の意識というところにも委ねるところがございますけど、最終的には移動販売事業者さんに実際に券を配った方の名簿をこちらのほうに出していただきまして、こういった方が今後継続して利用されますよというようなことも市としても把握しながら向かっていきますので、この人は今回切りしか使わなかったってこと

で止めるっていうことはなかなか難しいとは思いますが、そういうようなことも市としても利用者を、ユーザーを把握しながら、移動販売事業者さんと共にこういった制度を実施していきたいというふうに思っております。

●委員長（高原邦子）

関連ですか。

○委員（前川文博）

ここに期間中でも予算がなくなり次第終了と書いてあるんですが、今現状でどれぐらいの方が利用してみえて、その方々は大体この予算に入るのかどうか、その辺はどういう見込みでやられてますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今、市内4事業者さん、移動販売事業者様回っていらっしゃるんですけど、合計で170名ほどの利用者というところでおつかんでおります。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

周辺部の方がね、利用する方多いですよ、高齢者の方、足の悪い方とかね、スーパーが遠いとかね。大体やっぱり割高なので、本当に困ったって言って、今度の物価高でさらに10円増えて、困ってるって話はもう幾つも聞いているので、本当、喜ばれる、いいあれだなと思います、今回の事業。

それで、今のその事業者と市との連携ですけど、今、佐藤委員からあったように、名前を把握して、何か名前を書くわけですよ、事業者さんはね、誰に渡したかっていうのをね。それをまた一方では事業者の負担を軽くするために、一応配ったときに名前書いてもらうのか分かりませんが、それをある程度把握して、事業者さんの負担をなくすその先の作業は、やっぱり市のほうで何かかんかやらないと駄目だと思うんですけども、その辺のチェックは担当のほうでちゃんとやれるんですか。

□地域包括ケア課高齢支援係長（渡邊郁絵）

あらかじめ事業者さん、今現在利用してみえる方の対象の方を一覧として、こちらのほうで把握させていただきまして、その人数分の助成券をお渡しする予定です。その後、新規の方で増える方がお見えになれば、かぶってこちらの移動販売でももらったけどこちらの移動販売でももらったってことがないように、こちらに御連絡いただいて名簿に追加をして交付いただくような形で、事業者とも連携を取りながらさせていただく予定でおります。

なるべく手間を省くってこともありますが、顧客の情報をいただくような形になりますので、個人情報の取扱いもありますので、そこらあたりも余裕を持った形で事業者さんと連携をさせていただいて交付をする予定でおります。

○委員（籠山恵美子）

そうですね、個人情報の把握っていうかその管理は、やっぱり市のほうで何かの形でやると

思いますけど、その辺りもちゃんとやっているっていうことでいいんですよね。

●委員長（高原邦子）

質問じゃないですよ。質問ですか。（籠山議員「ですね。」と呼ぶ）

□地域包括ケア課高齢支援係長（渡邊郁絵）

そのとおり適正に行わせていただきます。

●委員長（高原邦子）

ほかにありますか。

○委員（森要）

いきいき券のことですが、先ほど住田委員も質問されましたけど交付率が77%というようなことでして、先ほどのいろんな広報も出すということですが、せっかくのこのいい制度なので、もうちょっとこれを上げるために、やっぱり利用されていない方もあるんですけども、何かいい方法でなるべく皆さんに行き渡る方法というようなことを考えられることはできないんでしょうかね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

一方ですね、こういった無線とか広報以外にもですね、実は見守り相談員といううちの会計年度任用職員さんが75歳以上の独居とか高齢者世帯の家限定になっちゃうんですけども、訪問をして、今こういった制度があるから、もうぜひ使ってくれっていうことで、ある程度そのPRっていうこともしてますので、そういったことも活用しながら、実際に行き渡ってない方にも公平に行き渡るような努力もこちらのほうでやってまいりたいというふうに思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

17ページの子育て世帯応援ポイントの交付ということで、ここの中で今回、さるぼぼコイン加盟店のうちですね、さるぼぼポイントのポイントをあげるといって、市内商工団体の神岡商店会連合会、古川町商工会の発行する商品券を選択できるということなんですけども、これどのくらいの比率になると予測されてるんですか、配分はどうなっていますか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

今の対象の子供というか、その数が大体2,500名というふうに私ども推計というかデータのほうから拾っております。それでさるぼぼコインを選ぶのが大体2,000名ぐらい、商品券のほうを選ぶのが500名ぐらいというふうにして予想しております。

○委員（野村勝憲）

そうすると、さるぼぼコインに加盟されてるお店、食料品から衣服店も入っているわけですけども、この辺の店舗数というのはある程度把握されているわけですね。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

さるぼぼコインの、今の私どものその子育てのポイントが使える加盟店でございますが、現在の181店舗ということ。商品券のほうは商品券の加盟店でございますので、古川町商工会

のほうが212店舗、それから神岡商店会連合会のほうが74店舗というふうになっております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。ほかにございませんか。いいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時38分 再開 午前11時40分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【環境水道部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、環境水道部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

それではまず最初に、資料No.1-2で重点支援地方交付金を活用した環境水道部所管の施策について御説明いたします。

7ページ、電子ページですと9ページをお願いいたします。こちらに一覧がございますけども、右側の番号で言います。③番のごみ袋無料配布、それからその2つ下の⑨番の省エネ家電製品の買替え支援ということでございます。

次ページをお願いいたします。下段のほうの③番、飛騨市指定ごみ袋（1年相当分）の無料配布ということで、1年相当分を全市民に無料配布するものでございます。詳細につきましては後ほど14ページで説明いたします。

次ページをお願いいたします。一番下ですけども、⑨番省エネ家電製品の買替え支援ということで、こちら当初予算のほうに入っておりますけども、従来やっております事業に対しまして、交付金を充てるものでございます。

14ページをお願いいたします。飛騨市指定ごみ袋（1年相当分）の無料配布ということでございますが、1人4枚の引換券を送らせていただきまして、それぞれ交付内容の①から④番までの可燃物の大、可燃物の小、プラ、それから紙それぞれのセットを1人ずつ合計4枚ずつ交付するものでございます。例えば可燃ごみの大であれば4セットを選んでいただいても構いません。引

換券期間としましては、令和8年4月1日から令和9年1月31日としております。3月中旬までに全世帯へ引換券を郵送させていただきまして、4月1日から御利用いただくということを想定しております。

続きまして20ページをお願いいたします。こちらは省エネ家電製品の買替え支援でございます。従来ある制度の財源を400万円交付金を活用するものでございます。

それでは、次に予算書で説明いたしますので、議案第2号をお願いいたします。議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）でございます。最初に歳出の説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。

中段の目01、保健衛生総務費ですが、節18負担金、補助及び交付金は、水道事業の動力費高騰分に対して重点支援交付金で一般会計から補填するものでございます。

下段の目02じん荼処理費ですけれども重点支援地方交付金を活用し、飛騨市指定ごみ袋無料配布を実施するものでございます。主なものとして、需用費につきましては指定ごみ袋及びその引換券の作成を予定しております。それから節18負担金、補助及び交付金につきましては、飛騨市指定ごみ袋無料配布事業実行委員会というものを立ち上げまして、そちらのほうで引換券分の額面と事務手数料、それから振込手数料を支払うものとしております。

次に6ページをお願いいたします。上段の目03衛生手数料ですけれども、歳出のごみ袋製作費用と同額で可燃・プラ・紙を過去の実績案分によりまして算出したものでございます。

以上で環境水道部所管の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（佐藤克成）

水道基本料金の減免についてなんですけれども……

●委員長（高原邦子）

水道のところ、この後をお願いします。

○委員（佐藤克成）

すみません。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（森要）

14ページ、指定ごみ袋のことでお伺いします。ごみ袋は年間でやると、1人当たりいくらかの補助になるわけでしょうか。

□環境課長（古田善尚）

1人当たり額面で申しますと、最大で2,080円の支援となります。

○委員（森要）

ありがとうございます。これの引換えにつきましては、引換券を送って、そのあと市内の店舗で引き換えるということで名簿も出ると思うんですが、私は非常にいい制度だと思っています。これは先ほど私はいきいき券のほうも本当はこういうふうにしてやるといいんじゃないかなって、すると全体に行き渡るのでと思っているんですが、こういった引換券を渡してあとは店舗に

任せるわけですが、店舗の方々は、それをどのようにして把握して報告するとか、そういうシステムはどのようになっているのでしょうか。

□環境課長（古田善尚）

店舗のほうへ市民の方が引換券を持ってみえたらそこで引き換えていただくわけですが、店舗の方はそれを商工会または商工会議所のほうへ持って行って換金事務をしていただくということで、古川町商工会、神岡商工会議所のほうから振り込みされることになります。

●委員長（高原邦子）

ほかに。

○委員（前川文博）

この指定ごみ袋の話なんですけども、ここに可燃ごみの大・小、あとプラと紙容器ということで、4つあるんですけども、以前まだこの大・小しかないときに、極小、要は小のごみ袋をつくるのにも、つくるといっばいになるにも1週間、2週間かかるのがあって、冷蔵庫で保管してということがあって、極小というのができてきて、今そういうのもあるんですが、要は1人で住んでみえる方とか、やっぱり1週間に極小1個って方もみえるところもあるんですが、ここに極小を追加するという考えはないのでしょうか。

□環境課長（古田善尚）

可燃ごみ大につきましては、あるいは可燃ごみ小につきましては、単価が1冊で520円となります。プラ容器・紙容器につきましては5冊で500円ということで、どちらかという、額面を500円か520円かにするためにこういう冊数にさせていただきました。

○委員（前川文博）

それであれば、プラとか紙は5セットもらえるんですね、1枚の引換券で。じゃあ1枚の引換券で極小2セットを配れば同じ金額、520円になると思うんですが、その辺はどうですか。

□環境課長（古田善尚）

過去の販売履歴からも含めまして、こういった選択にさせていただきました。極小につきましてはちょっと販売数が少ないものですから、可燃につきましては大と小にさせていただきました。

○委員（前川文博）

販売数は少ないって、確かにそうですね、260円で20枚入ってるということで、少ないとは思いますが、でもやっぱりね、今これ経済対策として困ってる人に配るってことであれば、やっぱりそうやって使う方もみえるのであれば、そこは選択肢の一つとして入れておけばいいと思うんですが、それを選択肢に入れられない理由は何があるんですか。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほど言われますように、確かに極小の利用も当然あるわけですから、ちょっと制度を変えまして、それに額面に合うような数量になるようにちょっと調整させていただきます。

△市長（都竹淳也）

すみません。これ実は外す議論をしたわけじゃなくて、議論したときにあんまり極小のこと考えてなかったの、足します。

●委員長（高原邦子）

ほかによろしいですか。

(「なし」との声あり)

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第3号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）

●委員長（高原邦子）

次に議案第3号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）を議題といたします。
説明を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

それではまず初めにですね、資料No.1-2のほうで説明させていただきますので、7ページを御覧ください。

こちらの④番ですね。まず、水道基本料金の減免、それから⑩番の企業会計への動力費支援ということでございます。

次ページをお願いいたします。次ページの一番下ですけれども水道基本料金の減免ということで、水道基本料金3か月分、令和8年4月から6月にかけての分を、基本料金を減免させていただくものでございます。

10ページをお願いいたします。2番目の段の水道会計への動力費支援ということでございます。こちら今回の補正予算で上げておりますけれども、動力費物価高騰分に対しまして、一般会計から企業会計へ繰出金として支援をしていただくものでございます。

15ページをお願いいたします。こちらが令和8年度の当初予算のほうで対応するものでございますけれども、水道基本料金の減免でございます。今後、基本料金3か月分を減免するというところで、先ほども申し上げたように、検針となるのは3月・4月・5月で実際の請求は4月・5月・6月の3か月分、それぞれ基本料金相当分を減額するものでございます。ただし、市の水道だけでございますし、当然集合住宅で御加入の方もお見えになります。なので、そちらにつきましては管理者、不動産屋の方にお支払いして、実際に住んでみえる方に対してはそこからの配分といえますか減免といえますか、そういったことをお願いするというようにしております。

それでは、次に予算書のほうで説明いたしますので、議案第3号をお願いいたします。議案第3号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）でございます。

第2条の収益的収入の補正につきましては、収入のほうで水道事業収益を1,100万円増額し、5億7,125万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。収益的収入、こちらは動力費、電気料高騰分につきまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、一般会計より補填するものでございます。以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（佐藤克成）

水道基本料金の減免についてなんですが、対象者は市へ水道料金を直接支払っている方、市と直接契約をしている方ということであるんですけども、自分まさにその集合住宅に住んでお

りまして、家賃と一緒に水道料、水道使用量の多寡にかかわらず一律いくらということで家賃と一緒に引き落としがされているんですけれども、その場合ですね、管理者や管理組合に相談したとして、ちゃんとこの3か月分の基本料相当額に当たる金額が減免されるかどうかという、ちょっと自分、自信がないんですけれども、そういった方についてどういうフォローがあるのかということと、集合住宅で個別契約している、してないところってのは、ある程度把握はできるのかなと思うんですが、市内にはそういった個別契約していない集合住宅の居住者、建物っていうのはどのぐらいあるのか把握はされてますでしょうか。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

今回の減免はあくまでも市と契約をしている方が対象でして、その集合住宅に入ってみえる方がどのように家賃を払ってみえるかはあくまでもその大家さんと入居者との契約になるものから、そこまで市が直接介入することはできないんですけれども、あくまでもその減免した部分を減免して、入居者の方に減免していただくようお願いをするということになりますので、その方々については別途必要であれば説明会なり、また文書を送ったり、また直接お伺いしてそういう対応をしていただくということになります。

あと軒数なんですけれども、今まで集合住宅が何軒あるかっていうことは、直接市としてはカウントしてません。なので今の減免に向けて施設の洗い出しをしておりますけれども、約50から100軒近くはあろうかと思っております。

○委員（佐藤克成）

今の50から60軒というのは、集合住宅で居住者が個別契約していないスタイルの建物、アパートの棟数ということでしょうか。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員（佐藤克成）

確認なんですけれども、居住者の水道使用量が分かるように、部屋ごとに水道メーターはついてるとは思っているんですが、水道メーターは各部屋についていると、それは一契約ということで、市は把握はできるんでしょうか。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

あくまでも市とのメーターを取り付けている方が対象になりますので、建物の中の配分につきましては、どのようになっているかというのは市のほうでは把握はできてません。

○委員（佐藤克成）

ありがとうございます。ではやはり、居住者ごとに一番は管理者や管理組合によく確認をして、こういう基本料金、どういう契約形態になっているか分からないんですけれども、その契約ごとに水道料金の基本料の減免があるから、事業者向けの大口の契約なのか分からないんですけれども、基本料の減免は何かしらあるので、それに相当する人数割なのか部屋ごと割なのか、この基本料最小単位の1,100円になるかどうか分からないんですけれども、3か月分何かしらの還元は受けられるはずだということによろしいでしょうか。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

そのようにしていただくように、市としてはお願いをしていきます。

○委員（住田清美）

使用料の基本料金を減免してくださるのは市民としては大変ありがたいんですが、何で3か月分だけなんですか。これが半年分あるいは1年分くらい減免していただくと大変ありがたいのですが、多分、予算総額の中の3か月なのか、その辺の何か基準ってというのはあるんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

予算だけです。予算があればもっと長くやりますけど、全体の配分の中でこの金額ということにしました。なので、これで御勘弁いただくということになります。

○委員（籠山恵美子）

住田委員と同じ質問でしたが、物価高騰対策を国がまた立てば、上半期・下半期って分けるのかどうか分かりませんが、そうなったときには引き続きこれも更新されるかなと思って期待しながら別の質問ですけど、今の集合住宅の件ですけど、ちょっと分かりにくかったので確認したいんですけども、集合住宅にメーターは1つでしょう。要するにその管理人が、大家さんがそれをやっているんですよね。

その免除ってというのはメーター1つにつき私たちが1世帯に、1つの家屋にメーターが1つあるように、それを見て減免するということですよ。その減免の額を10世帯入っていたら、水道料金を請求するときに、その減免分を細かく10世帯で割って引いてくださいよってのは普通当たり前に思うんですけども、そういうことをその集合住宅の管理所有者に周知徹底して下さることですよ。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

集合住宅の水道メーターは2種類ありまして、建物に1個付いているパターンと、各部屋に付いているパターンとあります。飛騨市の市営住宅は各部屋に付いているものですから、市営住宅の入居者はダイレクトにその分が減免されますけども、集合住宅でメーター1個しか付いてないものにつきましては、大家さんが何らかの形で各家庭に割り返して水道料金を負担いただいているということになりますので、各大家さんが払う基本料金が減額になりますので、それを何らかの形で入居者へ返していただくように市からはお願いをしていく予定でございます。

○委員（籠山恵美子）

それでは各部屋にメーターがあるところは、当然、普通の戸建ての住宅と同じように、その世帯に3か月水道料金から減免するという、部屋別にちゃんとメーターがある集合住宅は同じように考えていいわけですね。

□環境水道部次長兼水道課長（藤白規良）

委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（高原邦子）

それではちょっと12時回りますが、このまま続けてさせていただきます。

○委員（森要）

水道会計の事業者支援のことで聞きます。1,100万円見てありますが、この光熱費の高騰分というのは何月のどういうものを積算根拠というか、そういうのを教えていただけますでしょうか。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほどの物価高騰分でございます。過去にもですね令和3年度から令和4年度にかけて、電気代がひどく高騰したことがございます。なので令和4年度にもやりましたし、令和5年度にもやりました。ちょっと令和6年度はできませんでしたが、令和3年度の電気料に対して上がった分を全てカウントしたもので、それが1,100万円ということになっております。

○委員（森要）

令和3年度を参考にですが、令和6年度の1年分を見ているのでしょうか。比較したんでしょうか。

□環境水道部長（谷口正樹）

単年度で比較しております。なので令和4年度のときも令和3年度の実績、1か月ごとの実績を令和4年度にも比べましたし、今回も令和7年度分の、まだ12月・1月・3月は推定ですけども、これくらいになるだろうということで、その増額分のみを計上しております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、午後1時まで休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（ 休憩 午後0時03分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【農林部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、農林部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは農林部所管の予算について一般会計補正予算書により説明します。10ページの上段を御覧ください。04畜産業費、239畜産農家向け緊急支援給付金は、畜産農家の生産安定化支援を行うものです。本市において、特に肉用牛生産は、飛騨牛ブランドを支える基盤産業です。一方で、経営の最大の課題となっているのが、配合飼料や粗飼料など飼料価格の高騰とその後の高止

まりです。国際的な穀物需給の逼迫、円安の影響、輸送コストの増加などを背景に飼料価格は以前の水準に戻らず、高い水準で推移しています。

現在、繁殖農家においては、子牛価格が回復基調にあります。それでも飼料代や光熱費の増加分で収益が残りにくい実情です。また、肥育農家においては、飼料費の上昇分を枝肉価格で十分転嫁できず、経営の不安定化が懸念されています。

このため、今回の補正予算では、生産と経営の安定化を支援するため、繁殖牛、肥育牛、乳用牛及び子牛を飼育する市内畜産農家を対象に、飼養頭数に応じて1頭当たり1万円を給付するものです。

以上で農林部所管予算の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

これについて私4年ほど前からかな、一般質問でも畜産業は大変厳しいということをし上げてきてたんですけども、ようやくって言ったら大変失礼ですけども、今回2,600万円、牛1頭当たり1万円の給付ということなんですけども、これって例えば単年度で終わっちゃうということの理解でよろしいんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

単年度の予定ですが、この短期的な経営を強化することで、将来的には収支が改善していくものと思っていますので、今回は単年度ということになっております。

○委員（野村勝憲）

ここにもちょっと書いてありますけれども、やっぱり観光というのは食を求めて来るんですよ。もう当然、地域の施設も含めてなんですけども、大体観光地が伸びているのは食なんです。代表的なブランドを持ってるわけですから、私は前も言ったと思いますけれども、ぜひですね、継続的にするにはふるさと納税を使ってでも、やっぱり維持管理してもらうようなことも一方では考えてもらいたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

□農林部長（野村久徳）

今回は緊急的についでということでごやっ行っていただくんですが、もちろん単なる一時的支援ではなくて、特に繁殖農家がどうしても中山間地域なので、小規模で家族経営が多いので減ってきたりしているんですけども、そういった畜産基盤の維持とか、あるいは省力化とか、経営の安定化につながるような取組を複合的に考えて、もちろん国とか県の事業も活用しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時04分 再開 午後1時05分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【商工観光部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、商工観光部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、補正第4号のうち商工観光部の所管につきまして説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

資料No.1-2、令和7年度飛騨市物価高騰対策により説明をいたします。12ページをお願いいたします。物価高騰が続く、市民生活に大きな影響を与えております。またそれによる買い控えの広がりが及ぼす地域経済全体への影響が懸念される状況にありまして、これまでの物価高騰対策の中で、大変御好評をいただいております、さるぼぼコインを活用したポイント還元セール、飛騨市食料品・生活応援セールを開催するための経費として、ポイント還元事業負担金6,010万8,000円を計上させていただくものです。

事業の概要です。開催期間は3月7日土曜日から13日金曜日までの1週間、開催店舗は市内の小売業・サービス業等で本補正予算の議決後、直ちに参加店舗取りまとめの手続に入らせていただきます。

今回も市民の皆さんの暮らしの応援と、市内事業者の支援が目的ですので、昨年実施いたしました丸ごと大売出しと同じく、フランチャイズ店舗や本店が飛騨市外にある店舗も参加いただけることとしております。

実施内容といたしましては、参加店舗でさるぼぼコインを利用してお買物をしていただいた場合、お買上げ金額の20%をポイントにて後日還元するものです。

ちなみに、現在の市内のさるぼぼコインのユーザー数ですけれども、先ほど市長が大まかな数字を申し上げておられましたが、一応、数字非公表となっておりますので、具体的な数値を申し上げることは控えさせていただきますが、おおむね1世帯1ユーザーと考えられるような数値にはなっておりますことを申し添えさせていただきます。また、さるぼぼコインの加盟店数ですが、市内現在429事業所となっております。神岡・古川の商品券の取扱店舗につきましては、現在合

計しますと283店舗ですので、それよりははるかに市内をカバーできる数字となっております。

なお、今回のセールは、予算の執行状況によりまして、期間途中の終了や、反対に追加開催を検討することといたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、24ページをお願いいたします。市内事業者の市外販路開拓への支援です。皆様御承知のとおり、人口の減少、高齢化の進展によりまして、市内の需要が減少しており、国内外を問わず、新たな販路開拓が求められておりまして、これまでもネットショップですとか、輸出ですとか、積極的に取り組む事業者の支援を行ってきたところでもあります。今回は、さらなる販路開拓を支援し、物価高騰が長期化する中でも対応できる経営体制を構築していただくことを目的に、新たに販路拡大促進事業補助金を新設いたしまして、販路拡大に係る営業費用、商品開発費用及び設備投資費用に対して支援をいたします。

対象者は市内に本社及び事業拠点を置き、設立後、決算期を2期以上経過している法人です。

対象経費につきましては、今回2つの枠を設けておりまして、国内販路開拓枠では補助率3分の2、上限100万円、グローバル枠では補助率3分の2、上限300万円としております。

なお、この事業は、事前に販路拡大計画を市へ御提出いただきまして、神岡商工会議所、古川町商工会、そして飛騨市ビジネスサポートセンターによる審査を経て、計画が有効であると認められた場合に認定通知書を交付し事業実施していただくこととしております。

次に、25ページをお願いいたします。市内事業者の設備投資への支援です。市内事業所におきましては、コスト増や原材料の高騰が続き、設備投資に向かいづらいという声をいただいております。そこで、経営改善や効率化のために行う設備等を支援するために、設備投資促進補助金を設けるものです。

対象者は市内に住所を有する個人事業主、もしくは本店登記を有する法人で、市内に営業拠点を有している方です。対象経費は、①省力化、作業工程短縮が可能な機械装置の購入費用、②従業員の作業環境改善を目的とした改装費用、③従業員の休憩室等福利厚生改善を目的とした改装費用で、対象経費の2分の1、上限50万円といたします。老朽化設備の更新や、移動可能な物品・備品等の購入につきましては、今回は補助対象ではありませんので、よろしく願いいたします。

今回の補正予算で対応する事業については以上ですが、令和8年度当初予算での対応分についても説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。一番下段の⑭酒米高騰に対する酒造業者支援です。酒米高騰によりまして、仕入れコストが上昇している酒造業者を飛騨地域が連携して支援をいたします。支援内容につきましては、現在飛騨市、高山市、下呂市の3市で調整を行っているところですので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今の最後の酒米のことですけれどね、3市で調整するってことになると、3市では価格を一定に統一しましょうっていう、そういう協議をするってことですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

補助率ですとか、補助の考え方などを全部統一して、市によって差が出ないように、そこは統一したものになるように現在調整を進めております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

さるぼぼコインを使用した生活応援セールですね、これについてなんですけども、これ見ますと3月7日から3月13日までの1週間と、要するにキャンペーン期間は1週間ということなんですけど、なぜ1週間にしたんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今回は予算の規模が前回の約3倍ぐらいになっているということと、それから生活支援、特に食料品の支援が主な目的でありますので、今まで何回も大売出しをやってきた経過から、開催期間中の後になればなるほど日用品・食料品に使われる傾向があるということは見えてきております。ですので、期間を長めに設けたほうが、食料品や日頃、買われるものに使われることが多くなるということで、期間を長めに設定をさせていただきました。

○委員（野村勝憲）

私危惧するのはですね、やはりこう短期間ですと、やっぱり食料品を多く扱っている量販店に偏ると思うんですよ、このさるぼぼコインを使う。その辺のことで、やはり私ちょっと心配しておるのは、できるだけこれは国がですね、全市民に平等に渡るようにということを言っているわけなんで、今御存じのように飛騨市の商店街は非常に苦しい状況にあるんですよ。

事例を言いますと、さっきも食事に行ってきたんですけども、あるお店では私1人でしたわ。私、そういうときは必ず聞くんですわ。「さるぼぼコイン扱ってらっしゃいますか。」、「扱っていません。」というところ、そういうところが結構多い。それで夜の店にしてもスナックは土日お客さん多少来るけど、もう月曜日からウィークデーですね、ほとんどないと、1人2人だという状況も出ているんですね。

したがって、全体にやっぱり苦しいのは、やっぱり全世帯も苦しいんでしょうけど、特に家族経営含めて個人でやってらっしゃるところが非常に厳しい状況に置かれているんで、その辺のケアも考えてやらなきゃいかんと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今回のセールにつきましては飲食店も対象としておりますし、今回の参加加盟店舗の募集に際しましても、既にさるぼぼコインに加盟してある店舗はもちろん、古川町商工会、それから神岡商工会議所の加盟していらっしゃる小売サービス業店舗に関しましても、また改めて参加のお声かけをするようにしておりますので、そういった中で小さいところでもまだ未加入のところがあれば行政や商工団体、それから飛騨信用組合のほうから加盟を呼びかけて参加をしてもらうなど、そういったこともしていきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（井端浩二）

ページが24ページですか、市外販路開拓っていうことで商品開発等の支援ですが、一応法人になっておるんですが、個人事業主でも当然、商品開発とか、あるいはそれについての設備投資等が考えられると思うんですが、それについて、法人だけになってますが、個人事業主にもそういう考えがどうかと思って今ちょっと質問させていただきますが、よろしくお願ひします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今現在こちらの支援の方法といたしましては、対象者、法人ということで掲げられておりますが、委員おっしゃられるように、こちらのほうの申請方法や要綱ですね、こちらのほう、今から作り込んでいきますので、もし法人じゃない個人事業主さんでもそこに該当すればというところを思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（水上雅廣）

今の24ページ、それから25ページもそんなんですけど、予算額が、市外の販路開拓ですと1,100万円、設備投資支援というと2,000万円ありますけど、大体どんな企業で何社ぐらいを想定してこの予算立てがしてあるのか教えてください。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

商工課では常に飛騨市経済連合会でありますとか、企業さんのほうにヒアリング等、アンケート等をさせていただいております。その中で一番今の特に中小企業さんのほうで御意見がありましたし、要望があったところを今回加味してこういった支援のほうを考えております。

主にはこちらの市外の販路開拓につきましては、今現在市のほうで把握している企業さん数件ございますので、そこを考慮して今の支援策を考えておりますし、市内事業者の設備投資につきましても、それぞれ飛騨市内の中小企業者の皆様方にヒアリングをさせていただく中で、特に要望の多いなかなか設備とかそういった部分、特に中小でも小のほうの事業者が多いということでヒアリングのほうさせていただいておりますが、そういった部分、御意見が多い部分につきましては、もう数十社ということで市のほうでも確認をしておりますので、そこを踏まえまして今回の支援策をさせていただいております。

●委員長（高原邦子）

よろしいですか。

○委員（水上雅廣）

数社、数十社という話ですけど、ちょっと予算額がそこそこ、その割には限度額と比較して、大きいかなっていう気もしなくもないんですけど、例えば設備投資、数十社っておっしゃいましたよね。でも、上限額50万円なんで2,000万円ってことは40社、その程度はあるのでしょうか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

ここで今の予算額2,000万円で上限額50万円で割り振りますと40社ぐらいになりますが、今現在把握しております数字としましては40社まではございませんが、今後、市と、あとそれぞれ商工会議所、商工会の皆様方に、いろいろと事業者把握をするなり周知をしていただきますと、もうちょっと申請をされる事業者さんが出てくるものと想定しております。

●委員長（高原邦子）

関連ですか。

○委員（籠山恵美子）

今、説明聞いてちょっと聞き漏らしてしまってたらごめんなさいね。個人事業者でもいいわけですよ。

●委員長（高原邦子）

そうです。今、そういった答弁しました。

○委員（籠山恵美子）

それで販路開拓って書いてあるんで、ここには対象者の条件が書いてありますけど2期以上経過している法人、個人事業者も含めて。それは要するに、ある程度実績のある人に、物価高騰のこの時代にこれから継続してその販路拡大をやってもらいたいのので、今から始める人じゃなくて、もう実績をつくっている人に支援しますよっていうやつですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今委員おっしゃられるとおりでございます。こちらの内容の中には、特に持続的に経営体制を確立するというのが主な内容になっておりますので、市といたしましては、1回で終わるのではなくて今後ずっと持続させていくような、そういう体制を築いていただきたいという思いがありますので、2期以上のというところで、そこは制限させていただいております。

○委員（籠山恵美子）

例えば具体、分かりやすくちょっと教えていただきたいんですけど、例えば農業者の方が、市内、この辺で普通に商売やってましたと。JAに供出したり。それを例えば改めて通信販売で、通販で全国に広げたいなと、あるいは東海ブロックだけでも広げたいなと、こういうような計画を持った個人事業者さんは、この対象になるということですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

そういった考えでいいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

関連ですけども、市外販路開拓ということなんで、これは海外も含めてのことでしょうけども、やっぱり新たな販路を拡大するには、やっぱりそれぞれニーズが違うと思いますけども、それに合った商品を開発しなきゃいかんと思うんですね。そういう新商品開発についての援助も含むんですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

はい、そのとおりでございます。

○委員（野村勝憲）

そうしますと現在、多分そういう会社は何社かから問合せがあったりしてこれを実行するという事なんですけども、そういう形でやっていきたいという希望のところは、今現在どのくらい把握されているんですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

先ほどもちょっと触れさせていただいておりますが、販路の開拓につきましては、当課がヒアリングを行っている中では、古川・神岡合わせまして数社いただいております。10社は満たないということでございます。

○委員（籠山恵美子）

さるぼぼコインの考え方で、さるぼぼコインだけ、ここは商工観光部なので、これのことはやっぱり町の中でも話題になってまして、さるぼぼコイン持ってない人はどうなるのっていう素朴な疑問はいっぱいあります。この機会に市長にちょっと全体をまとめていただきたいと思うんですけど、今回のこのいろいろ国から物価高騰対策の支援というのは、いろいろあります。今まで、これから教育も何もあるでしょうけど、今年前中やっただけでも随分いろんなところを網羅して支援されると思うんですけども、私たちが、だから頭を整理して町の方に説明するときに、さるぼぼコイン持ってる人、持ってない人だけの議論ではなくて、そういう持ってない人、スマホなんか持ってない高齢者が多いと思いますけど、そういう方は別なところでいきいき券を増やしてやってるとか、あるいは子供の世代の人にはこういう国から下りるのもあるし、こうありますよと。要するに何ていうか、世代別、それから属性別というか、そういうので、縦横斜めからやって、こういうふうにかなり張り込みましたよということなんでしょう、それを分かりやすく市民の方に説明してね、さるぼぼコイン、私は持ってないしスマホなんか使えないっていう人には、こういう支援があるから、どうぞこういうの利用してくださいよっていう説明もできるわけですよ。

今、今日聞いただけではいっぱい過ぎて頭ん中が整理できないので、その辺りを市はどんなふうに考えて今回割り振ったのかなっていうのを、ちょっと分かりやすく教えていただきたいです。

△市長（都竹淳也）

ここの資料No.1-2の6ページに、ちょっと文字が小さいんで申し訳ないんですけど、国・県施策の充足状況と飛騨市の補完対応っていう資料があります。それで、つまりこういうところで網羅していったってことなんです。ちょっと今の話事業者の話をよけて言いますと、大まかに低所得者世帯、つまり弱い世帯と子育て世帯と市民生活全般っていう区分けをしてかかったってことなんです。それで、さるぼぼコインだけがこの対策じゃないっていうのはおっしゃるとおりなんです。まずはやっぱり一番弱いところからですから、低所得者世帯というところから議論に入ってきてまして、それでいきいき券の追加交付というのは、まさしく高齢の世帯、主に高齢の世帯ですよ。おっしゃるように、さるぼぼコインは使えませんよ、あるいはガラケーしか持ってませんよっていうところなんかは、まさしくここでカバーされていて、その人たちは現役世代から言うと不公平じゃないかって話になるんですよ。なんで俺たちはもらえずに高齢になるともらえるのって。いや、それはやっぱりユーザーとしてそこら辺の手が届かないところがあるからって、まずそこを手を打っておく。

さらにここには、独り親世帯とか、在宅介護の世帯も加えましたっていうことでまずいきます。さらに、同じ買物でもさるばるコインを使った買物ができない人たち、これの中の典型が、移動スーパー、つまり福祉スーパーであろうと考えたので、ここは同じくらいの還元率になるようにお金を入れたっていうことなんですね。多分このくらいの還元率になるだろうっていうところを入れた。

そういうふうにして考えますと、低所得者世帯とか高齢の世帯は大体ここでカバーされている。あと子育て世帯というのは、今回、政府の方針でもありましたから、2万円の給付で十分じゃないかということはありませんけれども、ただここについてはやっぱり国全体の方針ということも踏まえて、市も当然同じ考え方でありましたので、つまり子供版いきいき券に相当するポイントの部分を増額してこれは交付しよう。そしてさらに、給食の部分を物価高騰の部分でカバーしようということで、子育て世帯についてはここでカバーしたということです。

そうすると最後に残ってくるのが、高齢世帯とか障害の世帯でもない、子育て世帯でもないといういわゆる現役世代と言われるようなところが対象になってきて、そこは先ほど申し上げたように、相当の部分ネットも使いこなし、スマホも使いこなし、電子マネーも使っている人たちなので、このところはもうセールでいいんじゃないか。もちろんそれも今までも10数回やってきてますから、初めてやることじゃないので、もう皆さん十分慣れてきておられるということを考えると、その対策でいけるんじゃないかということで、そこをまず食料品で入れた。

さらに、これ先ほどの質問もありましたけど、今までは食料品のスーパーに利用が圧倒的に行ってしまうので、これだと不公平になる。要するにお店全体に行き渡らないっていう問題があったので、あえて期間を短くしてたんですね。つまり、1か月分のお豆腐を買える人はいないわけです。1か月分のお肉を買う人もいないわけです。買物っていうのは、割と細く長くやっていくという性格のもので、長い期間を取れば取るほどそういうところに行ってしまう。あるいはビールをこの際に10ケースも買いましたって方も中におられました。だけど、でもそういうふうになっちゃうから今まで短くしてたんですけど、今度は違うんです。政府の方針が食料品・生活必需品に使ってもらえるように措置してくれということだったので、なので期間を長くしたってことなんですね。

かといって、あんまり長くすると、今度予算の収拾がつかなくなるので、1週間で区切って、それでぐっと全体を盛り上げて購買につなげて、恐らく余ってくるでしょうから、それをもう一回夏なのか秋なのかですね、これは事業者の皆さんのお声も聞いてもう一回やれるようにしようと、こんな考え方でいるわけです。もちろん今回使ってしまうとあといきませんけれども、そういう形でいこうということです。

さっきの生活世帯については、ごみ袋と、水道料金、水道料金は事業者もそうなんですけど、ありますので、この辺りでカバーできるだろうということで、こうやって見渡すと、大体我々としては網羅できたんじゃないかなというふうに思います。

もう一つだけ申し上げておくと、じゃあ現金が一番いいんじゃないかって議論に出るんですね。現金だったら何にでも使えるし、全員公平だしという話が必ず出ます。ただですね、これは日本全体のこれまで度重なる経済対策の中で、限界消費性向って言いますけど、配った金額に対してどのくらいお金が使われたかってデータはほとんど出ていて、通常3割なんです。7割は貯蓄に

行ってしまうというのがもうほとんどのケースなので、やはり消費に回すにはですね、現金の配布というのは、私はよくないっていうふうにずっとそれは今までも思ってきましたし、今も思っているんで、一番使い勝手がよくて平等なのは現金なんですけど、実際に消費に回る、事業者の支援になるってことから考えたら、やっぱり多少手間でもしっかりとした対策を取らなきゃいけないというふうに考えましたので、そういう考え方で向かったということです。

例えば近隣市みたいに、現金の代わりに商品券という考え方を取る自治体もあります。全員に配るってやつですね。これもありますけれども、これは発行経費と事業者の負担があまりにも大きいので、これはやっぱり適切じゃないと考えたので、やはりそういうことを辿ってここに行き着いたっていうことです。

ちょっと長々御説明しましたけど、こういう思考プロセスでここに来たっていうことなので、御理解いただければと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

○委員（野村勝憲）

ちょっと素朴な質問ですけども、比較するわけじゃないですけど、私、高山市の議会を傍聴に行ってきたんです。要するにあちらのさるぼぼコインと商品券ということと、下呂まではちょっと行けなかったんですけども、下呂も高山市も1人当たり平均すると支給額が大体1万3,000円前後なんですね。

飛騨市は今回国からの交付金ですね、それに対して大体市民1人当たりどのぐらい平均の金額になるんでしょうか。

△市長（都竹淳也）

市民1人当たりっていうことはちょっと算出できません。何でかって言うと、先ほど言いましたようにいろんな対策をジャンル別に打ってます。中には、畜産の支援、先ほどの繁殖農家の支援というのは高山市はありませんですね。これはじゃあ市民1人当たりと言えませんね。同じように子育て応援ポイントだって子育て世帯です、1人とは言えません。なので、1人当たり幾らっていう議論はちょっと飛騨市についてはできない、計算はできませんっていうのが結論になります。

○委員（前川文博）

すみません、生活応援セールでちょっと確認というか、聞いておきたいことがあるので行きます。前回、直近でやったときに予算が近づいてきたということで夕方まで終わって、結構予算が残ったんですけども、今回も多分同じようなやり方で行かれると思うんですが、まず、今さるぼぼコイン取扱店、飛騨市内のさるぼぼコイン取扱店は業種を問わず申請さえすればどこでも対象になるということでまずよろしいんですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

そのとおりでございます。

○委員（前川文博）

じゃあどこでも申請をすれば通るといことなんですけども、その前回のときに期間が短くて、申請がちょっと間に合わなかったとかというところをいろいろ聞いたんです。その後締切りの次

の日でもって言ったらもう、二次元コードをつくるのは間に合わないからということで駄目だったんですけども、さっき部長のほうは、今この予算が通ったらすぐ動かれますということを言われましたが、募集のほうはどれぐらいの期間、いつ頃からいつ頃までを事業者のほうに通知してやるのか、その辺をまず教えていただきたいなと思います。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今現在、今この予算が御承認された後、26日から加盟店、そして一般の方には通知をしようと、1週間をかけてということは今計画をしております。

○委員（前川文博）

一般の方は使えるようになれば使えるでいいんですけども、要は加盟店、さるぼぼコインにもう入っている方で参加したいなというお店のほうは、いつからいつまでを登録期間として設定する予定なのか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今のところ1月26日月曜日から2月13日金曜日までを事業者さんの募集期間としております。

○委員（前川文博）

もう一点です。それであと1回の上限が10万円で、違うものであれば繰り返してできるってのはここに書いてあるので分かるんですけども、先ほど言いましたように最後、予算が近づいてきましたよというときになったら、前回のときも人がやらなきゃいけないという話で、夕方ということで、結局たしか25%とか30%予算が残ったようなふうになったんですが、今回はそこは改善できる見込みはあるのか。また同じような感じになるんでしょうか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

今、委員おっしゃられたとおり、前回の3月に行ったセールですが、そちらの予算がほぼ2,000万円ということと、あと3日、金土日で行う予定でございましたが、やはり予算の上限が限られてたということと、3日間でその予算をオーバーする可能性があったということもありまして、前回はその二次元コード、もし金額がオーバーしそうな場合には信用組合のほうで手動で停止をするという一つの作業がありましたので、前回は飛驒信用組合のほうで別建てで二次元コードを作成してお配りをしたんですが、今回の場合は予算に余裕がございますので、多分そのまま今1週間ということで設けておりますが、1週間の期限、今うちのほうでは0時から始まって0時に終わるということを計画しておりますが、ほぼほぼ今予算内で期間ぎりぎりまで利用をしていただけるものと考えておりますので、そういったことはないと考えております。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今、次長から申し上げたような理由によりまして、それとあと飲食店の利用がありましたので、前回は飲食店が始まる前の時間帯の夕方に止めさせていただいたんですけども、今回は今次長が申し上げたことに多少重複しますけれども予算に余裕があるということと、金曜日始まりにしましたので、途中経過が平日になるということで飛驒信用組合のほうでも前回よりは、しっかりと対応していただけるということで、ちゃんと区切りがいいところ、もし早く終わるにしても区切りがいいところで止めるということを双方で確認をしております。

○委員（前川文博）

分かりました。土曜始まり金曜終わりなので、平日なのでそういうこともやりやすいというこ

とですけども、例えば3月13日の昼頃にそろそろ危ないよって話になってきた場合は、また同じように午後4時か午後5時頃にあと1時間で終わりますよとか、同じことは起き得るということによろしいですか。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

私どもとしてはそこも想定の中には入れておりますが、今まで前回、前々回行ってまいりましたさるぼぼコインを使った支援ですが、そちらのほうの実績も踏まえまして、1週間であれば今のこの予算額は超えないだろうという想定をしておりますので、もし超えてくる場合、その予想を市のほうと飛騨信用組合さんのほうで相互やり取りをしながら行いますが、もし超えそうであれば前回同様、そこでちょっと事前にプッシュ通知なりを行って停止をしなければならないとは思っています。

●委員長（高原邦子）

よろしいですかね。ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時44分 再開 午後1時45分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【基盤整備部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、基盤整備部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは基盤整備部所管の説明をさせていただきます。予算書の7ページをお願いいたします。7ページ下段の21番、諸収入でございます。こちらの雑入のうち土木費雑収入といたしまして自動車損害共済金34万2,000円でございます。こちらは今回第1号議案で審議をお願いしております損害賠償に係る事故の件ですが、令和7年2月18日に市所有のロータリー除雪車と大型トラックとの事故に係る市所有の除雪車側の修理費に対する自動車損害共済金の収入でございます。修理費は既に支出済みですが、今回全額が保険適用となることから、歳入予算を補正するものでご

ございます。

なお、今回補正する共済金は、予算書10ページに記載しております土木費の道路維持費に充当し、財源組替えを行うものでございます。

説明は以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時47分 再開 午後1時48分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第2号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）

【教育委員会所管】

●委員長（高原邦子）

議案第2号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第4号）について、教育委員会所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

教育委員会からは物価高騰対策の今回のパッケージとなっております学校給食費の食材高騰に係る公費支援について説明をさせていただきます。

本予算は令和8年度ということでございますので、予算書はございません。資料のほうはPRシートを用いて説明をさせていただきたいと思っております。資料No.1-2の資料でございます。その18ページをお願いいたします。それでは見出しのほう、学校給食の公費支援ということで、予算額が（予定）というふうになっております。1,400万円の説明をさせていただきます。

急激な物価高騰の影響から令和8年度分の食材費の上昇分、赤字の部分でございますが、公費で負担することによりこれまでのとおり栄養バランス・量などを考慮した給食の質を確保し、保護者負担を軽減するという目的でございます。一方で令和8年度から小学校児童の給食費の負担軽減に対する国の施策が開始される予定でございます、令和8年度の給食費は実質無償化を今考えておるといところでございます。無償化になるということでございます。

施策の背景でございますが、令和6年度に給食費を改定して令和7年度、物価高騰のため約

15%を上げさせていただいております。それで令和8年度の見込みなんですが、令和7年度に上げたときのいわゆるその幅の中で令和8年度も給食を運営できるという見込みが立ちましたので、令和7年度と同様にその上げた部分の物価高騰分を公費で負担することで給食を運営していきたいということです。

それでその次の小学校の給食費はという欄でございますが、月額に直しますと給食費は現在6,045円ということです。ここに国の給食費負担軽減交付金ということで、今1人当たり月額でございますが5,200円という額で国のほうは制度をつくっているところですけども、その額を充当しまして、不足分845円を公費で賄うことで実質給食費を無償化するというところでございます。

事業概要でございます。対象者は市内の小中学校児童生徒ということであります。支援の内容につきましては、1人当たり年間給食費が6万6,500円かかるところでございます。今申し上げました国の給食費負担軽減交付金を入れますと、いわゆる差額分9,300円、赤字の部分でございますが、ここに物価対策の公費を入れることによって、事実上ここで無償化となるということでございます。

一方中学校につきましては、1人当たり年間の給食費が7万8,800円かかるということでございます。ここについては、令和7年度同様に重点支援交付金を充てることで、給食費を値上げすることなく令和7年度と同額で給食を供給するという内容でございます。合わせまして、840万円と560万円を合わせて1,400万円ということで、令和8年度に向けて予算編成を今しているところでございます。

説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

今、国会解散になります。それで選挙が終わってそれから予算ですから、新年度予算にこれちゃんと予算つけられてると思いますけど、国会だって予算が通らなければ執行できないわけですけど、それとは別にしてもう予定をして、飛騨市はちゃんと新年度4月からやったださるということでもいいんですか。

△市長（都竹淳也）

そのように考えております。この件はですね、今もう既に予算化されていて、これはもちろん国の支出分と県から2分の1が来ますから、県の地方交付税の原資の部分も今回国の予算で予算化されているんですね。来ないケースはどういうケースが考えられるかっていうと、その予算が今の与党じゃない与党の枠組みができて修正された場合です。その場合はあり得ると思いますが、ただここまでの政治の状況を考えると、私実際この問題自分が担当者でずっとやってきたんですけど、自民・公明・維新の3党合意です。公明は今与党を外れてますがそれで合意しているということと、立憲・国民とかですね、他の野党もですね、全部この件については、推進をする立場で公約に掲げてますので、恐らく修正されることはないだろうというふうに思ってますので、予定どおり予算化して向かっていきたいというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長 (高原邦子)

説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時54分 再開 午後1時55分)

◆再開

●委員長 (高原邦子)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

これより当委員会に付託されました議案第2号及び議案第3号について、一括して討論を行いたいと思います。

討論は、議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長 (高原邦子)

以上で本日の当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました2案件に対する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (高原邦子)

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成は、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (高原邦子)

以上で、本日の予算特別委員会を閉じます。皆様、お疲れさまでした。

(閉会 午後1時58分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 高原 邦子